

敦賀美方消防組合監査委員告示第2号

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第14項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、敦賀美方消防組合管理者から通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月9日

敦賀美方消防組合

監査委員 安久

同 増井文



令和4年度定期監査の結果に基づく措置

1 敦賀消防署

監査結果報告年月日	令和4年11月28日
監査結果の区分	指導事項
監査結果の内容	10万円を超える食糧費の支出に関し、人的関係にある2者から見積書を徴したことは契約の公平性を欠くものであるため、適正な事務の執行に努められたい。
措置の内容	見積徴収に当たっては、敦賀市財務規則や業務マニュアル等での確認を徹底し、適正な事務の執行を行うよう全職員に周知した。

2 三方消防署

監査結果報告年月日	令和4年11月28日
監査結果の区分	指導事項
監査結果の内容	電波壁掛け時計の購入に関し、取得価格が1万円未満であるため消耗品費で支出したが、本組合が準用する敦賀市財務規則では、取得価格が1万円未満のものであっても、その性質上消耗品に分類しがたいものは備品とされている。また、敦賀市契約管理課作成の備品台帳記載に関するQ&Aによれば、支出科目や取得方法にかかわらず備品の要件を満たす物品は備品台帳に記載することとなっている。これらのことから、電波壁掛け時計を備品台帳に記載し管理するとともに、予算の執行に際しては適切な科目で支出するよう努められたい。
措置の内容	速やかに備品台帳に記載するとともに、敦賀市財務規則における備品の取扱いや適切な管理について全職員に周知徹底した。今後は執行同時に複数職員で備品の記載についての要不要や支出科目を確認する。